**郵送申請（電子申請）が可能な申請等**

**【海技士免許】**

(1) 海技免許申請（新規・進級）

(2) 履歴限定解除申請

(3) 海技免状能力限定解除申請

(4) 海技免状更新申請

(5) 海技免状 訂正申請

(6) 海技免状失効再交付申請

(7) 海技士国家試験申請

現有免許証を紛失している場合にあっては、郵送申請等はできません

**【小型船舶操縦者免許】**

(1) 新規登録申請

(2) 更新申請

(3) 設備限定解除(変更)申請

(4) 更新申請

(5) 訂正申請

(6) 失効再交付申請

現有免許証を紛失している場合にあっては、郵送申請等はできません

上記手続きに必要な書類については前ページの船舶免許各種手続きをご覧ください。

←[前ページ](https://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/kaigisiken/body.htm)

**Ⅰ【講習等関係申請】**

(1) 海技免許講習の登録等登録海技免許講習に係る各種申請（法第17条）

(2) 海技免状更新講習の登録等登録海技免状更新講習に係る各種申請(法第17条の16)

(3) 船舶職員養成施設の登録等登録船舶職員養成施設に係る各種申請(法第17条の18)

(4) 小型船舶教習所の登録等登録小型船舶教習所に係る各種申請(法第23条の25)

(5) 操縦免許証更新講習の登録等登録操縦免許証更新講習に係る各種申請(法第23条の29)

(6) 電子通信移行講習の登録等登録電子通信移行講習に係る各種申請(船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第6条において準用する法第17条)

(7) 電子海図情報表示装置講習の登録等登録海図情報表示装置講習に係る各種申請(則第4条の5)

(8) 海技免状失効再交付講習の登録等登録海技免状失効再交付講習に係る各種申請(則第9条の7の2)

(9) 特定漁船講習の登録等登録特定漁船講習に係る各種申請(則第70条の3)

(10) 操縦免許証失効再交付講習の登録等登録縦免許証失効再交付講習に係る各種申請(則第84条の2)

**Ⅱ【欠員の届出】**

**Ⅲ【乗組基準の特例（20条特例）】**

**Ⅳ【締約国の資格証明を受有する者の特例】**

**申請窓口について**

Ⅰ．講習等関係申請については、申請者の住所地を管轄する地方運輸局

Ⅱ． 欠員届関係申請については、船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局(管轄運輸支局)（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局）

Ⅲ． 特例関係申請については、船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局(管轄運輸支局)（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局）

Ⅳ． 承認関係申請については、次の各号に掲げる区分に応じて行うものとする。

一. 規則第六十五条の三第一項第一号の規定により承認を受けようとする場合は、同号の承認試験を受ける地を管轄する地方運輸局（当該試験を受ける地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局）

二. 規則第六十五条の三第一項第二号及び第三号の規定により承認を受けようとする場合は、承認申請者の住所地を管轄する地方運輸局（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局）